

北技保第236号
令和3年10月29日

一般社団法人北海道バス協会会長 殿

北海道運輸局長

冬期における事故防止について

平素、自動車交通行政に対し、ご理解とご協力を賜りまして厚くお礼申し上げます。
国土交通省では、事業用自動車による交通事故及び交通事故死削減のための安全対策に関係者が一丸となって取組むため、令和3年3月、令和3年度から令和7年度までを計画期間と定めた「事業用自動車総合安全プラン2025」が策定され、北海道運輸局においても「北海道運輸局安全プラン2025」の策定作業を進めているところです。

また、本年6月には、千葉県八街市において、飲酒したドライバーの『自家用トラック』が小学校児童の列に突っ込み、死傷者が出るという痛ましい事故が発生し、飲酒運転が全国的な社会問題となりました。さらに、運転者の体調急変に伴う死傷事故も依然として発生している状況です。

一方で、新型コロナウイルスの感染状況については、落ち着いて来てはいるものの、引き続き感染防止対策の徹底が求められていますので、各業態で示された感染防止対策のガイドラインの徹底にご尽力いただきますようお願いいたします。

これから、本格的な積雪寒冷期を迎えることとなり、路面の凍結や吹雪による視界不良など厳しい走行条件となり衝突事故等が多発する危険性が高まりますので、事業用自動車の冬期における輸送の安全確保に万全を期するため、法令遵守はもとより、下記事項について重点的に取り組み、事故防止に努めていただきますよう貴会傘下会員に対し周知徹底方よろしく申し上げます。

(参考)

北海道運輸局ホームページ>自動車>自動車の保安>9. 保安関連通達等
<http://www.tb.mlit.go.jp/hokkaido/bunyabetsu/jidousya/hoan/index.html>

1. 運行管理について

(1) 異常気象時における措置

異常気象時等における対応を適切に行うため、気象、降雪情報・道路情報等の収集及び乗務員に対する連絡体制を整備すること。

(2) 飲酒運転等の防止

運転者に対する点呼は、対面によりアルコール検知器を用い確実に実施し、酒気を帯びた状態及び体調不良（疾病、疲労、睡眠不足等）、また危険ドラッグや覚せい剤等不法な薬物の使用等により安全な運行ができないおそれがある場合には絶対に乗務させないこと。特に、対面点呼が実施できない運行については、運転者にアルコール検知器を必ず携行させ、厳正な点呼を実施すること。

(3) 過労運転の防止

運行計画・経路の設定等に当たっては、運転者の勤務状況及び疲労の程度を適切に把握し、特に長距離、夜間、早朝運行に関しては、乗務距離、乗務時間、休憩時間及び交替運転者の配置等を勘案し無理のない乗務割を作成すること。

(4) 健康管理の指導の徹底

健康診断結果及び「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」を活用するほか、乗務員に対して自己管理の重要性を認識させるとともに、運行中における健康状態の異変等により運行の継続が困難であると判断される場合の対応等についての指導を徹底すること。

(5) 安全な運行の確保

交差点における右左折時の安全確認、踏切での一時停止と安全確認、道路状況及び道路環境に適応した安全速度の遵守、適正な車間距離の保持など、基本的な交通ルールの指導教育を徹底するとともに、運行記録計の記録等により運転者の運転状態を適切に把握し事故防止の徹底を図ること。

また、乗務員に対して制限速度の遵守や妨害運転（いわゆる「あおり運転」）等の悪質性・危険性を周知し、加害者にならないだけでなく、意図せず周囲の車両に圧迫感を与えることのないよう道路交通法等の法令遵守を図るなど、安全の確保を最優先すること。

(6) シートベルト着用の徹底

乗務員の着用はもとより、乗客用シートベルトを座席に埋没させないなど常時容易に着用できる状態とし、車内放送、座席ポケットへのリーフレットの備付け、座席へのステッカーの貼付等により、乗客に対してシートベルトの着用を促すとともに、乗務員に対して自ら車内巡回を実施し、発車前に乗客のシートベルトの着用状況を目視等により確認するよう指導すること。

(7) 車内事故防止

乗客に対して車内掲示、案内放送等を活用し、特に急制動時における注意及び走行中は座席を移動しないこと等の周知を図るとともに、発車時及び停車時における車内外の乗客の動向に注意を払うよう乗務員に対する指導を徹底すること。

2. 車両管理について

(1) 車両火災事故防止

電気装置、燃料装置、制動装置等について、車両の走行距離、使用年数及び走行する道路環境等を十分考慮した点検を行い、自動車点検基準の点検項目にない暖房装置などについても点検整備を行うこととともに、運転者に対し、車両の構造や特性についての指導を適切に実施すること。

(2) 車輪脱落事故防止

タイヤ交換を行う際には、ディスク・ホイールの亀裂、ホイール・ボルトの損傷等を確実に確認した上でホイール・ナットを規定のトルクで締め付けるとともに、交換後50～100km走行後を目安に増し締め等して確認すること。

また、自動車点検基準の点検項目である「スペアタイヤの取付状態」についても確認すること。

(3) 錆・腐食による事故防止

「車枠及び車体」の緩み及び損傷の点検では、ハンマーによる打音点検を行う等、適切に実施すること。

なお、点検の結果、異常が認められた場合は、修理が完了するまで運行を中止すること。